

営の状況】(抜粋)

2月号
2006年
No.16

広報



町職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び神石高原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神石高原町条例29号）第4条の規定に基づいて毎年度1回公表するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職状況

（平成16年4月2日～平成17年4月1日）（単位：人）

区分	採用	定年退職	勤奨退職
行政職	2	2	13
技能労務職			
合計	2	2	13

（注）臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況

①部門別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

（単位：人）

区分	職員数
一般行政部門	186
特別行政部門（教育委員会）	23
企業会計部門（簡易水道・農業集落排水・国保事業・介護保険事業等）	17
計	226

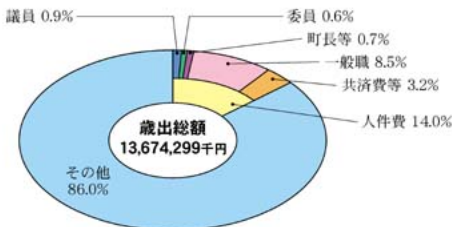
（注）職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

②定員適正化の目標

計画期間		数値目標
始期	終期	目標：187人総定員ベースで△39人（△17.3%）の削減 ※概ね10年間で類似団体の数値になるよう目標数値を設定。 権限移譲等による職員配置を考慮している。
平成17年 4月1日	平成21年 3月31日	

2 職員の給与の状況

①歳出総額に占める人件費の割合（平成16年度普通会計決算）



CONTENTS

- ② 【神石高原町人事行政の運営の状況】(抜粋)
- ⑥ TOPICS&NEWS
各地区での催し
- ⑧ 自治振興会の紹介
- ⑨ 保健福祉センターだより
- ⑩ 神石高原のいきいき農業
- ⑪ 油木高校ジャーナル／交番だより
- ⑫ 町からのお知らせ
- ⑬ 暮らしのインフォメーション
- ⑮ 図書館だより
- ⑯ バスケットニュース
- ⑰ お誕生・お悔やみ
- ⑱ 今月生まれのお友達



小さい春見〜つけた「ふきのとう」

（今月の表紙）
仙臺で見つけた「ときわさんざし」
赤い実が目目をひきます。

【神石高原町人事行政の運

②職員給与費の状況（普通会計予算）

平成17年度当初予算（普通会計）に計上された給料、職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当など）及び期末・通勤手当の給与の総額は約12億8千万円で、職員1人当たりの額は約612万円となっています。（単位：千円）

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・通勤手当	計(B)	
平成17年度	209	845,859	93,768	338,972	1,278,599	6,117

(注) 職員手当には共済費及び退職手当は含まれません。

③特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次のような措置を行っています。

対象者	内容	期間
議員	報酬の減額 概ね5%の削減	平成17年4月1日～平成18年3月31日
町長・助役・収入役・教育長	給料の減額 給料の10%を減額	平成17年4月1日～平成19年3月31日
一般職の職員	管理職手当の減額 50%の削減	平成17年4月1日～平成19年3月31日
	給料の減額 5%の削減	平成17年12月1日～平成18年3月31日

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

ア 一般行政職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41歳6月	334,500円	357,320円

(注) 1「平均給料月額」は、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものです。

イ 技能労務職

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
50歳11月	349,100円	360,818円

2「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当の額を合計したものです。

(4) 職員の手当等の状況

①職員手当の状況（平成17年4月1日現在）

(単位：千円)

手当名	内容及び支給単価・支給月額	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	○親族を扶養している職員に支給 ・配偶者 13,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円／2人目 6,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円／2人目 6,000円 ・配偶者が扶養親族の場合の1人目及び2人目 6,000円 ・その他の場合の扶養親族 6,000円	26,356	197
通勤手当	○通勤のため、交通機関等または自動車等を利用している職員に支給 ・交通機関 55,000円限度 ・交通用具（通勤距離に応じて）1,000円～27,600円	20,310	92
住居手当	○職員が居住している住宅のうち次の区分に該当する場合に支給 ・借家で月額12,000円以上の家賃を支払っている場合 27,000円を限度 ・持ち家で新築5年以内で、職員が世帯主の場合 2,500円	5,148	147
期末通勤手当	○基準日に在職する職員に支給 ・期末手当（3.0月）／・通勤手当（1.4月）	338,972	1,633
時間外勤務手当	○正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた場合	37,252	164
単身赴任手当	○単身赴任をする職員に支給 ・基本額 23,000円 ・配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000円～45,000円の加算	0	0
管理職手当	○管理職員に支給 ・支所長 12%（6%に減額中） ・本庁の課長・室長・調整監等 10%（5%に減額中） ・支所課長・保育所長等 8%（4%に減額中）	20,816	200

管理職員特別勤務手当	○管理職員が休日に行事・災害等で出勤した場合に支給	610	—
児童手当	○小学校3年生までの児童を養育している場合で、一定の所得要件を満たす場合	4,545	—
特殊勤務手当	○危険な業務や防疫などの業務に従事した職員に支給（神石高原町では支給していない）	216	1
その他	○その他（旧町村で支給・神石高原町では支給していない）	314	—

②退職手当（平成17年4月1日現在）

神石高原町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分	最高限度	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置2%～20%加算			定年前早期退職特別措置2%～20%加算		
早期勤奨退職特例措置3%～30%加算					
1人当たり平均支給額					
(自己都合)		(勤奨・定年)			
—千円		26,096千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(5) 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区分	給料／報酬月額	期末手当	退職手当
町長	667,800円	2,534,301円	給料月額×在職年数×5.0（任期毎）
助役	585,900円	2,223,491円	給料月額×在職年数×3.0（任期毎）
収入役	545,400円	2,069,793円	給料月額×在職年数×2.7（任期毎）
教育長	545,400円	2,069,793円	給料月額×在職年数×2.5（任期毎）
議長	280,000円	1,062,600円	/
副議長	232,000円	880,440円	
常任委員長	223,000円	846,285円	
議員	213,000円	808,335円	

(注) 財政事情から特例として給料または報酬が減額されています。このことにより期末手当も減額となっています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成17年4月1日現在）

1週の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 15:00～15:15

(2) 時間外勤務及び休日勤務時間数・年次有給休暇の取得状況（平成16年度）

職員一人当たりの月平均時間外勤務等時間数	13.2時間
職員1人当たりの有給休暇の平均取得日数	10.9日

(3) 特別休暇等の概要（平成17年4月1日現在）

特別休暇とする場合	特別休暇の期間
(1) 選挙権その他公民権としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
(2) 証人等として裁判所、議会等へ出頭する場合	必要と認められる期間
(3) 役場等が業務を停止した場合	必要と認められる期間
(4) 骨髄移植のための骨髄液の提供	必要と認められる期間
(4)の2 職員が自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動	一の年において5日の範囲内
(5) 職員が結婚する場合	連続する10日
(6) 6週間以内に出産する予定である女子職員	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間

(8) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員の健康診査	その都度必要と認められる時間
(9) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員	2日を超えない範囲
(10) 生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ60分以内の期間
(12) 扶養親族である満19歳未満の子の看護	一の年において5日
(13)～(14) 職員の親族が死亡した場合	1日～5日
(15) 父母の追悼のための行事	1日の範囲内
(16) 夏季における盆等の諸行事等	4日の範囲内
(17) 災害により職員の現住居が滅失した場合	7日の範囲内
(18)～(19) 災害又は交通機関の事故等により出勤できない場合	必要と認められる期間
(20) その他町長が必要と認める場合	その都度必要と認められる期間

(注) 特別休暇の取得には、承認の要件が詳しく定められていますが、紙面の関係で省略しています。

4 育児休業等の取得状況 (平成16年度)

育児休業取得者	部分休業取得者
1	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況 該当なし

5 職員の服務状況

公益法人等への一般職員の地方公民の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣状況（平成17年4月1日現在）

該当なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修の状況

①研修に関する基本方針の策定

平成18年1月策定予定

②研修の実施状況 (平成16年度)

ひろしま自治人材開発機構における研修の状況

研修の種類	研修数	本年度受講者数
一般研修 (指名研修)	2	3
特別研修 (選択研修)	2	2

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1) 職員の福利厚生事業の状況 (平成16年度)

事業名	事業内容
短期人間ドック (県市町村職員共済組合)	1日または1泊2日ドック
メンタルヘルス対策事業	相談事業 (県市町村職員共済組合)
職員互助会補助事業	県市町村職員共済互助会により実施
ライフプラン推進事業	相談事業 (県市町村職員共済組合)

2) 公務災害の認定状況 (平成16年度)

区分	発生件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

(注) 平成16年11月5日～平成17年3月31日分。

8 公平委員会の状況

1) 公平委員会の事務の委託 (平成16年度)

地方自治法第7条第4項の規定により県人事委員会に公平委員会の事務を委託しています。

2) 県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況 (平成16年度)

- ・職員団体の登録の状況
- ・管理職員等の範囲の指定の状況